

近畿地方初！コンテナターミナルへの問合せをサイバーポートで実現 ～大阪港南港コンテナターミナル(C1～C4)にて利用を開始～

サイバーポートは、港湾全体の生産性向上に向けた取組を推進するために、国土交通省が保有・運用する、港湾物流や行政手続等の港湾関連手続を電子化するデータプラットフォームです。

本日より、近畿地方で初めて、大阪港南港コンテナターミナル(C1～C4)において、海貨業者からターミナル事業者へのデマレッジ料の確認がサイバーポートにて可能となります。

1. 背景

我が国における港湾物流手続は、輸出入手続やターミナルへの各種問い合わせ等、紙・電話・メール等により行われることが多く、データの再入力・照合・手続状況の確認等非効率な状況となっていました。サイバーポートの「ターミナル問合せ機能^{※1}」は、これまで京浜港の一部ターミナル(東京港:大井 3/4 号、青海 A4、横浜港:本牧 BC1、本牧 BC2)において利用できました。

※1:ターミナル問合せ機能:デマレッジ料^{※2}や検査料^{※3}の確認、支払申込、入金通知といった、これまで電話・メール・FAXで行われていた作業をオンライン上で行うための機能のこと。

※2:デマレッジ料:陸揚げされたコンテナがフリータイム(無料保管期間)を過ぎても貨物を引き取りに来ずコンテナヤードに引き続き留置された場合に課せられる超過保管料のこと。

※3:検査料:税関検査、各種検疫検査等に伴うターミナル対応に係る関連料金のこと。

2. 目的・取組内容

この度、大阪港南港コンテナターミナル(C1～C4)において、ターミナル事業者の株式会社辰巳商会との連携により、サイバーポートの「ターミナル問合せ機能」の一部である「デマレッジ料」の確認について、4月27日より近畿地方で初めて利用可能となりました。これにより、同ターミナルを利用する海貨業者の業務効率化が期待されます。

詳細は、サイバーポートポータルサイトに掲載しているお知らせをご覧ください。また、機能の利用にはサイバーポート(港湾物流)の利用申請が必要ですので、ポータルサイトより利用申請申込みをお願いします。

<https://www.cyber-port.net/ja/information/detail/260>

<本機能の利用メリット>

海貨業者	・ 24時間いつでもデマレッジ料の確認ができる。
------	--------------------------

3. 今後の予定

「ターミナル問合せ機能」の一部である「検査料」の確認や「支払申込」は今後実装する予定です。スケジュールが決まり次第、サイバーポートポータルサイトにてお知らせします。

また、本取組を水平展開すべく、全国のターミナルへ導入支援を進めていきます。

<参考> サイバーポートポータルサイト:<https://www.cyber-port.net/>

【問い合わせ先】

港湾局 サイバーポート推進室 中川、山下、園部
代表:03-5253-8111(内線46535、46527)/直通:03-5253-8681
メールアドレス: hqt-cyberport@ki.mlit.go.jp
(★を@に置き換えてご連絡ください。)

